

釜石労働基準監督署からのお知らせ

令和8年
7月

1 全国安全週間が実施されています！ 7月1日～7日

スローガン 「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」

令和 8 年 7 月 1 日から 7 月 7 日まで、上記スローガンの下、第 99 回全国安全週間が展開されています。本年度の全国安全週間の重点事項は、以下のとおりです。

- ・「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知と指針に基づく取組の推進
 - ・「転倒災害防止対策の推進について」、「職場における腰痛予防対策の推進について」の通達に基づく転倒災害防止対策及び腰痛予防対策の推進
 - ・足場からの墜落・転落災害防止及び貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落の防止対策の周知
- また、全国安全週間実施要綱では、事業者が継続的に実施する事項のうち、業種横断的な労働災害防止対策について以下の事項が挙げられています。本安全週間以降も継続的に取り組みましょう。

①労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策 ②高年齢者に対する労働災害防止対策

③外国人に対する労働災害防止対策 ④派遣労働者に対する労働災害防止対策

⑤特定自主検査の適正な実施

⑥交通労働災害防止対策 ⑦熱中症予防対策

⑧個人事業者等を含めた労働災害防止対策

詳しくはこちらをご参照ください。

▼令和 8 年度全国安全週間

▼職場のあんぜんサイト



令和8年度全国安全週間実施要綱について(抜粋) 実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進 労働災害防止のための安全衛生活動は、事業者が労働者に働きかけ、労働者が自ら実践するものである。事業者は、労働者の安全意識の向上を図るため、安全衛生活動の推進を図るべきである。 2 転倒・転落災害防止対策の推進 転倒・転落災害は、労働災害の発生件数・発生人数ともに最も多い災害である。転倒・転落災害の防止は、労働者の安全確保にとって最も重要な課題の一つである。事業者は、転倒・転落災害の防止対策を推進するべきである。	3 高年齢者の労働災害防止対策の推進 高年齢者の労働災害は、労働災害の発生件数・発生人数ともに増加傾向にある。高年齢者の労働災害の防止は、労働者の安全確保にとって重要な課題の一つである。事業者は、高年齢者の労働災害の防止対策を推進するべきである。 4 外国人労働者の労働災害防止対策の推進 外国人労働者の労働災害は、労働災害の発生件数・発生人数ともに増加傾向にある。外国人労働者の労働災害の防止は、労働者の安全確保にとって重要な課題の一つである。事業者は、外国人労働者の労働災害の防止対策を推進するべきである。
---	---

2 労働災害発生状況等について

(令和8年5月 末現在)	製造業	鉱業	建設業	運輸交 通業	貨物取 扱業	農林業	畜産・水 産業	商業	通信業	保健衛 生業	接客娛 楽業	ビルメン・ その他	合計
令和8年5月末	7	0	1	1	0	3	3	2	0	4	0	2	23
前年同期	6	0	7	2	0	1	2	5	1	7	0	1	32
増減数	1		-6	-1		2	1	-3	-1	-3		1	-9

令和 8 年の5月末現在の労働災害は 23 件となり、対前年比で 9 件減少しています。概ね各業種で減少していますが、食料品製造業、林業、畜産業で増加しています。釜石監督署管内の労働災害発生状況については、岩手労働局ホームページ内の「釜石監督署からのお知らせ」に掲載していますので、右下の二次元コードをご参照ください。

なお、釜石市内でもクマの出没が続いています。現場作業等においては、事前に情報収集した上で、クマ鈴、熊よけスプレーを携帯する等、より一層の安全衛生対策をお願いいたします。

▶転倒災害の防止を！

5 月末現在、転倒災害は 8 件発生し、全体の約 35%を占めています。労働災害の減少のためには転倒災害を防止することが極めて重要です。



転倒災害防止対策事例集を参照下さい。(盛岡署作成)



岩手県内のツキノワクマによる人身被害状況・出没状況 ▶

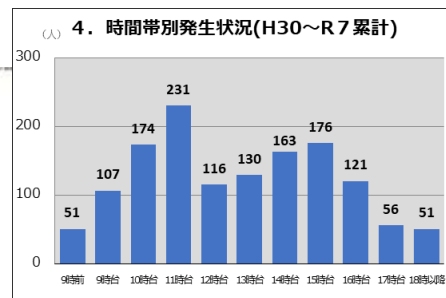
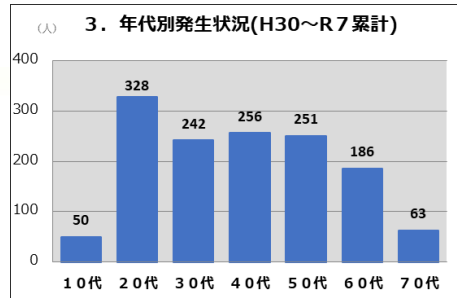
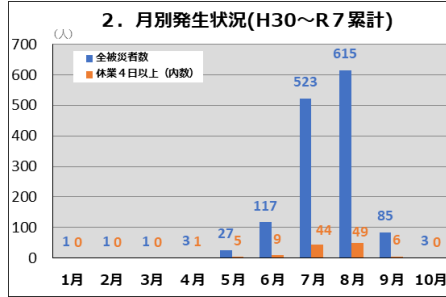
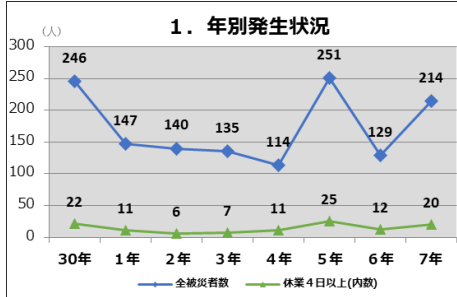


釜石監督署からの
お知らせ災害統計 ▼



3 熱中症を効果的に防止しましょう！「職場における熱中症防止のためのガイドライン」

7月となり今年も本格的な暑さがやってきます。7、8月は特に熱中症の発生が心配される季節です。岩手県内の職場における熱中症の発生状況は以下のとおりですので、各事業場においては「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を参考に、しっかり準備を整えて熱中症の発生を防止しましょう。



職場における熱中症予防情報

職場における熱中症防止ガイドライン



4 勤務間インターバルを導入しましょう！ ～事業主の努力義務です～

募集しても人が集まらない・採用しても辞めてしまう... ～しっかり休める会社が選ばれる時代へ～

働き方関連法に基づき労働時間等設定改善法が改正され、H31年4月より、終業時刻から次の始業時刻の間に一定時間の休息を確保することが事業主の努力義務として規定・施行されており、この休息のことをインターバル時間といいます。「勤務間インターバル制度」とは、勤務終了後から一定時間以上のインターバル時間を設けることで、従業員の生活時間や睡眠時間を確保しようとするものです。

具体例としては、始業時刻を午前8時、インターバル時間を11時間と設定した場合、23時まで残業をしたとすると、次の日の午前10時から始業させることや、21時以降の残業を禁止し、次の日の始業時刻以前の勤務を認めない等の方法が考えられます。

勤務間インターバル制の導入により、従業員がインターバル時間を確保できるようになることで、

①従業員の健康維持・向上 ②従業員の確保・定着 ③生産性の向上 が期待されます。

なお、「働き方・休み方改善ポータルサイト」内で、全業種をはじめとし、建設業、食料品製造業、社会福祉施設・介護事業、宿泊業・飲食サービス業等さまざまな業種ごとの導入・運用マニュアル（冊子）がダウンロードできます。少子高齢化に伴い人手不足が続く状況下、労働者の定着のためにも各事業場においては、勤務間インターバル制度の導入を積極的にご検討願います。



働き方・休み方改善ポータルサイトはこちら ▼



5 年度更新の手続きはお済ですか？ 6月1日～7月10日まで

年度更新

労働保険料は、年度当初に概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告の上、精算することになっており、事業主は、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付する必要があります。

事業主の皆様は、この期間に遅れることのないよう、確実に手続きしていただくようお願いいたします。

なお、年度更新手続き期間中は窓口が混み合いますので、電子申請が便利です。是非、電子申請をご利用ください。（→資本金が1億円を超える法人等は、電子申請での申告が法令で義務付けられています。）